

那珂市高齢者福祉施設等物価高騰緊急支援金交付要綱

令和4年11月24日

告示第158号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において電力や燃料費、食料品などの物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設等に対し、予算の範囲内で那珂市高齢者福祉施設等物価高騰緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、那珂市補助金等交付規則（平成13年那珂町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年10月1日時点において、次の各号のいずれかに該当し、市内に所在する事業所又は施設を運営する代表者とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業所

(2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業所

(3) 法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業所

(4) 法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業所

(5) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを行う事業所

(6) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う事業所

(7) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護を行う事業所

(8) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業所

(9) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所

(10) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所

(11) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を行う事業所

(12) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所

(13) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所

(14) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所

(15) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設

(16) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(17) 法第8条第29項に規定する介護医療院

(18) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）第20条の4に規定する養護老人ホーム

(19) 老人福祉法第20条の4に規定する施設であって、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第2項に規定する盲老人ホーム

(20) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム

2 前項の規定にかかわらず、那珂市医療機関等物価高騰緊急支援金交付要綱（令和4年那珂市告示第156号）又は那珂市障害者福祉施設等物価高騰緊急支援金

交付要綱（令和4年那珂市告示第157号）による支援金（以下「他支援金」という。）の交付を受けた者は、支援金の交付の対象としない。ただし、他支援金の交付を受けた者と、事業会計等が分離している場合は、この限りではない。

（支援金の額等）

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。

2 支援金の交付は、同一の交付対象者に対して1回に限るものとする。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那珂市高齢者福祉施設等物価高騰緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、那珂市高齢者福祉施設等物価高騰緊急支援金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

（2） その他支援金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、那珂市高齢者福祉施設等物価高騰緊急支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により交付決定を受けた申請者に通知するものとし、既に交付した支援金があるときは、市長が指定する期日までに当該支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

サービス種別		支援金の額（円）
入所系サービス	定員50人以上	600,000
	定員20人以上49人以下	360,000
	定員19人以下	240,000
通所系サービス		240,000
訪問系サービス		120,000

（注）

- 1 入所系サービスとは、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、盲老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する事業所又は施設をいう。
- 2 通所系サービスとは、通所リハビリテーション、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護を運営する事業所をいう。
- 3 訪問系サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援を運営する事業所をいう。